

定額減税の確認のしかた(普通徴収)

扶養親族の人数・・・納税通知書2ページ右下「配偶者」「特定」「老人」「一般」「16歳未満扶養親族」の合計人数
 (国外居住の扶養親族は、定額減税の対象になりません)

定額減税の額・・・納税通知書3ページ左下「税額控除額等」のうち「定額減税額」の「市民税分」と「県民税分」の合計額

納税通知書2ページ右下

控除対象扶養親族の配偶者がいる場合、「*」で表示されます

扶養親族の方の状態等を示すため、扶養親族の人数には加算されません

控除対象扶養親族該当区分							16歳未満扶養親族
配偶者	老人配偶者	特定	老人	同居老親等	一般	特別障害者	
*	*		1	1			1

納税通知書3ページ左下

区分	市民税分	県民税分
算出税額		
総所得	224100	149400
調整控除	1500	1000
定額減税額	24000	16000
税額控除額等		
所得割額	198600	132400
均等割額	3000	1000

上の例の場合、扶養親族は3人(配偶者1人+老人1人+16歳未満扶養親族1人)となり、定額減税可能額は1万円×(本人1人+扶養親族3人)=4万円です。実際に減税される額は「市民税分」と「県民税分」の合計額です。

※定額減税額が定額減税可能額に満たない場合は、給付対象となります。

※詳細につきましては、本市ホームページをご参照ください